

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500294号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500029号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成15年12月22日の標準賞与額を9万7,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を7万7,000円、平成16年12月21日の標準賞与額を9万7,000円、平成17年12月16日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月20日、平成16年12月21日及び平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月20日、平成16年12月21日及び平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年12月16日

株式会社Aから請求期間に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が平成23年8月11日に提出され、請求期間①は9万7,000円、請求期間②は7万7,000円、請求期間③は9万7,000円、請求期間④は9万2,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

しかしながら、事業主から提出された「平成15年度冬期賞与資料」、「平成16年度冬期賞与資料」、「平成17年度冬期賞与資料」、同僚の賞与明細書及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、請求期間①は9万7,000円、請求期間③は9万7,000円、請求期間④は9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、「平成 16 年度夏期賞与資料」で確認できる賞与額から、7 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500150号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500030号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成15年12月22日の標準賞与額を8万5,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を5万3,000円、平成16年12月21日の標準賞与額を7万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月20日及び平成16年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月20日及び平成16年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月21日

株式会社Aから請求期間に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が平成23年8月11日に提出され、請求期間①は8万5,000円、請求期間②は5万3,000円、請求期間③は7万8,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

しかしながら、事業主から提出された「平成15年度冬期賞与資料」及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、「平成16年度夏期賞与資料」及び「平成16年度冬期賞与資料」で確認できる賞与額から、請求期間②は5万3,000円、請求期間③は7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚

生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500017号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500028号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社A(現在は、B株式会社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月
勤務していた株式会社Aから、平成18年4月に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、記録がないので、当該賞与を記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

B株式会社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る取引明細表によると、請求期間に係る賞与の振込は確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500031号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500002号

第1 結論

昭和26年4月15日から昭和31年4月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月15日から昭和31年4月25日まで

昭和26年4月15日から昭和31年4月25日までの期間は、A社で、アイロンかけ・縫製(ミシンかけ)の業務で勤務したが、家庭の事情で退社した。会社から、退職金ももらっていないし退職時に会社から受け取ったものについても覚えていない。20年前に社会保険事務所(当時)で年金相談をしたとき、脱退手当金を受給していなかったのに受給した記録になっており驚いた。同社で勤務した姉は脱退手当金を受給しておらず、受給した人と受給していない人がいるのがおかしい。今まで2、3回、年金事務所で相談したが疑問は解決せず脱退手当金をもらったことはないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間当時、脱退手当金を受給した記憶がないと申し立てているが、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社で昭和29年4月から昭和33年4月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権を得た女性は請求者を含めて11人おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は請求者を含めて9人である。

さらに、請求者のA社での請求期間当時の同僚は、「請求期間当時、同社を退職する従業員で被保険者期間が2年以上ある者には従業員に代わって会社が脱退手当金請求を行っていた。」旨回答している。

加えて、請求者の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、請求期間の事業所を退職後、昭和42年6月まで厚生年金保険への加入歴のない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、請求者から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。